

管理 No.	H051
--------	------

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間（個票）

所管部署： 保健所 保健予防 課
 (医療給付 係 / 電話:93-8397)

根拠区分	法律・条例	
許認可等の名称	適正医療の公費負担の承認	
処分権者	市長	
根拠規定	根拠法令・条例題名 (制定年/区分/発令番号)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成10年10月2日号外法律第114号)
	根拠規定条項	第37条の2
基準規定	基準法令等題名 (制定年/区分/発令番号)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成10年10月2日号外法律第114号)
	基準規定条項	第37条の2(第1項・第2項・第3項)
基準規定	審査基準	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市は結核の適正な医療を普及するため、その区域内に居住する結核患者又はその保護者から申請があったときは、当該結核患者が結核指定医療機関において厚生労働省令で定める医療を受けるために必要な費用の百分の九十五に相当する額を負担することができる。 2. 1の申請は当該結核患者の居住地を管轄する保健所長を経由して市長に対してしなければならない。 3. 市長は1の申請に対して決定するには、当該保健所について置かれた協議会の意見を聴かななければならない。
標準処理期間 (経由機関の日数)	1ヶ月以内	
本票の作成日	平成29年2月1日作成	
更新履歴(更新日)	改正沿革 平成 年 月 日改正	

審査基準(裏面追加)

	基準内容
審査基準等 補足	